

## 新しい生活様式に対応した物産展開催支援事業補助金交付要綱

令和3年6月9日  
オールみやざき営業課

### (趣旨)

第1条 県は、県内における新しい生活様式に対応した物産展の開催促進を図るため、予算で定めるところにより、県産品を取り扱う物産展を開催する補助事業者（当該補助事業を行う者をいう。以下同じ。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (対象事業)

第2条 本補助金の対象とする事業は以下の（1）及び（2）をいずれも満たす物産展とする。ただし、国や地方公共団体が設置する物産関連施設を管理運営する者が当該施設で行うもの及びECサイトで行うものは含まない。

- （1） 次のいずれかに該当する県産品を取り扱うものであること。
  - ア 農林水産物については、宮崎県内で生産、収穫されたものであること。
  - イ 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、以下のいずれかに該当すること。
    - （ア） 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
    - （イ） 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの
    - （ウ） 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの
- （2） 新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、県内で開催し、次のいずれかの規模・形態を有するものであること。
  - ア 県産品を製造・加工する事業者（以下、「県産品事業者」という。）が15者以上参加し、県産品事業者等による対面販売を行うもの
  - イ 県産品事業者等による対面販売を行わない場合で、50者以上の県産品事業者の県産品を取り扱うもの

### (補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 県内に本社を有する法人又は物産を取り扱う県内の公の施設の管理を行う者であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年4月から令和3年5月までの期間のうち、任意の2か月間の県内に所在する店舗等における売上高（売掛金を含む。）が令和元年度同期比で50%以上減少した者であること。
- （2） 県税に未納がないこと。
- （3） 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （4） 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (2) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第3条第4号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) 課税事業者届出書(別記様式第5号)
- (5) 令和元年度及び令和2年4月から令和3年5月までの該当月の売上実績が確認できる書類
- (6) 当該物産展における取扱商品計画表(別記様式第6号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書及び前項の添付書類の提出期限は、知事が別に定める。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条の規定により報告を求め、又は第12条の規定により実地調査を行うとするとときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとお

りとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更。ただし、第2条又は第3条の要件を満たさなくなった場合は除く。
- (2) 補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減

(変更交付申請書等)

第10条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更交付申請書(別記様式第7号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第8号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第9号)
- (4) 第2条又は第3条の要件を満たさなくなった場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第8号)

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書(別記様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
  - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
  - (3) 当該物産展における取扱商品実績表(別記様式第6号)
  - (4) 事業の内容を明らかにする資料、写真等
- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第11号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行し、令和3年度の予算に係る新しい生活様式に対応した物産展開催支援事業補助金に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額	備考
物産展の開催に要する次の経費 使用料及び賃借料、旅費、特別 旅費、需用費、役務費、謝金、 委託料	定額（上限 100 万円）	消費税及び地方消費税は 対象外となるので留意す ること。